

1 手続き方法

児童生徒の在学する学校へ令和 2 年 5 月 13 日(水)までに児童生徒1人につき「就学援助申請書」を1部ずつ提出してください。

その後、「新規世帯票」が学校より配布されますので児童生徒1人につき1部提出してください。

「新規世帯票」は太枠内に記入、押印し、下記の添付書類を添えて提出してください。

※「新規世帯票」の裏面に同意書がありますのでこちらにも必ず記入、押印をお願いします。

2 添付書類 ※該当する方のみ

ア **児童扶養手当全部受給者の場合** ※児童手当ではありません

・児童扶養手当証書の写し(有効期限の入った面と氏名、生年月日、金額の入った面)

全部受給者類：月額42,000円(ひとり暮らし)・53,000円(ひとり暮らし2人)・

59,000円(ひとり暮らし3人)・60,000円(ひとり暮らし4人以上)

イ **平成31年1月2日以降に和歌山市に転入し、児童扶養手当全部受給者ではない場合**

・平成31年(令和元年)度所得証明書(平成30年1月～12月分の所得)

転入前の市町村発行分の平成31年度所得証明書(平成30年1月～12月分の所得)を保護者及び同居家族(同一生計家族)内で平成16年4月1日以前に生まれた方全員分提出してください。(※6月以降に就学援助を申請する方は令和2年度所得証明書でも可)

※平成31年1月1日以前から和歌山市に住民票がある方は同意書への記入により所得の確認をさせていただきますので所得証明書の提出は不要です。

※上記以外に別途必要なもののご提出をお願いする場合があります。

3 注意事項

○生活保護受給中の方は、申請の必要はありません。

○すでに前年度より就学援助の認定を受けていて、継続の認定を受けている場合は、今回申請の必要はありません。

○家庭事情の急変により援助が必要となった場合は、提出期限を過ぎても随時受け付けます。

○当初の申請期限以後に申請された場合は、4月認定となりませんのでご注意ください。

○就学援助を翌年度も継続する場合は提出書類や添付書類が毎年必要になります。

○平成30年中と令和元年中とで生活状況等に大きな差がある場合は、その旨を新規世帯票の「家庭状況で特に伝えておきたいこと」の欄に記入して下さい。

○所得の有無に関わらず、所得の申告がなされていない場合(平成16年4月1日以前に生まれた方)は、教育委員会で所得状況を確認できませんので、申請前に必ず申告(平成31年1月1日以前から本市在住の方は、市役所2階市民税課)をしてください。

○書類の不備や未提出、また同居家族の収入状況や所得の申告を行っていないことにより就学援助制度を受けられなくなる場合があります。

○所得証明書、所得申告の年度間違いには充分ご注意ください。

4 新規世帯票の提出先及び提出期限

提出先 各学校 提出期限 令和 年 月 日